

平成30年3月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	京都市 (京都府)	地方交付税総額の確保	包括算定経費や地域振興費など国の基準付けがないあるいは弱い行政分野の費目等において、国の歳出削減を目的とした削減を行わず、地方交付税総額を確保すること。	採用する。  平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。
2	(法)	高知県	交付税率の引上げによる地方交付税総額の確保	交付税率の引上げ等により地方交付税総額を確保しつつ、臨時財政対策債については、可能な限りその縮減を図ること。	一部採用する。  平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。  交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	徳島県	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	交付税率の見直しにより、地方交付税総額及び一般財源総額を確保すること。 まち・ひと・しごと創生事業費のさらなる充実を図ること。 「骨太方針2015」における地方交付税の改革については、地方交付税の財源保障機能を損なうことのないよう適切に対処すること。	一部採用する。  平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 まち・ひと・しごと創生事業費については、先述したとおり、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成30年度においても、引き続き1兆円を確保した。 基本方針2015における地方交付税の改革については、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組むこととしている。

(様式2)

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	京都市 (京都府)	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	<p>地方の財政需要を的確に見込み、大都市特有の財政需要を反映させ必要額を確保すること。</p> <p>地方自治体の基金残高の状況を持って、地方交付税の減額は行わないこと。</p> <p>臨時財政対策債は廃止し、財源不足の解消は地方交付税率の引上げによって対応すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>なお、地方交付税等については、地方の基金残高の増加は影響していない。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、基準財政需要額の算定にあたっては、昼間流入人口などを指標とした割り増しや政令市・中核市の行政権能の違いを反映するなど、大都市特有の財政需要についても適切に算定している。</p>
5	(法)	北海道	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持による地方交付税総額の確保	<p>地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を十分に発揮するため、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費の増等を踏まえた上で、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保されたい。またその際には、交付税率に引上げ等により、可能な限り臨時財政対策債の発行の縮減を図ること。</p> <p>地方財政計画における歳出特別枠については、単に国の歳出削減の目的で一方的に廃止・縮減等を行わないこと。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	青森県	歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	<p>地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。</p> <p>地方における基金残高の増加を理由に、地方交付税総額の減額や歳出特別枠の減額・廃止を行わないこと。</p> <p>仮に歳出特別枠を減額する場合、減額分を人口減少対策等の地方の新たな課題に振り向け、実質的にその総額を維持すること。なお、減額分は単位費用措置分から削除し、地域経済・雇用対策費の総額は維持すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。</p> <p>また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。</p>
7	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	基金積立残高の増加を理由とした交付税の抑制への反対	<p>県内各団体においては、中期財政計画等に基づき各目的により、自治体の判断で基金積立を行っており、地方の財政状況に余裕があるという議論は適当でない。よって基金積立残高の増加をもって交付税の抑制を行わないこと。</p>	<p>採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	大阪市 (大阪府)	交付税率の引上げ	極めて厳しい地方財政の現状を踏まえると、地方全体の財源不足を臨財債の発行により対応することには限界があり、地方交付税の本来の役割である財源保障機能が適切に発揮されるよう、早急に交付税率を引上げし、臨財債制度の廃止も含めた抜本的な見直しを行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  地方財政の健全な運営のためには、本来的には法定率の引上げ等により地方交付税を安定的に確保することが望ましい方向と考えており、平成30年度においても、交付税率の引上げを事項要求した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
9	(法)	大阪市 (大阪府)	法定受託事務に対する精算制度の導入及び留保財源率の見直し	法定受託事務をサービス供給量の意思決定者である国が決算額に対して全額負担することとしたうえで、留保財源率を引き上げるとともに、当該事務に係る需要額を算定対象から除外し、国費による全額負担までの間については、交付税において当該事務に係る需要額と実際の決算額の差が生じることのないよう精算等の措置を行うこと。	以下の理由により採用しないが、留保財源率の引上げについては引き続き検討する。  法定受託事務については、法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされた事務であり、地方公共団体の事務であることにおいては、自治事務と同じである。 地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入している。 今後とも、このような財源保障機能が発揮されるよう、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。 なお、留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要である。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	国立市 (東京都)	地方法人税の自主財源 化及び交付税率の引上 げ	地方法人税は各自治体の自主財源 とし、他の交付税原資の交付税率を 引き上げる等の改正をすること。	以下の理由により採用しないが、交付税率の引上げについては引き続き検討す る。  法人住民税の国税化については、消費税率の引上げに伴う地方消費税の充実にあ わせ、地域間の財政力格差が拡大することがないように、偏在性の大きい法人住民税 法人税割の一部について国税化し、その税込額を地方交付税の原資に充てるとと もに、不交付団体の減収分を活用して地方財政計画に歳出を計上するものである。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えて いることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額 の安定的確保に努めてまいりたい。
11	(法)	知立市 (愛知県)	普通交付税調整額の算 定方法の見直し	調整額の算定において、実交付額 ベースで減額割合が同一となるよう 算定方法の見直しを行うこと。	以下の理由により採用しない。  地方交付税法第10条第2項但し書きに基づく調整率については、財源不足額に按 分して調整する場合、基準財政収入額が少ないために財源不足額が基準財政需要額 に比して比較的多額となる地方団体の調整額が多くなることを踏まえ、各地方団体 に保障されるべき財源額とみるべき基準財政需要額を比例的に圧縮する方式として いる。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	島根県全市町村 (19団体) 島根県	トップランナー方式の 算定・導入に当たって の配慮	トップランナー方式について、地 域の実情に配慮すること。 窓口業務など平成30年度の対象業 務の拡大については慎重に検討する こと。	採用する。  トップランナー方式の導入に当たっては、地方団体の人口規模の違い等の地域の 実情を考慮するとともに、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反 映することとしている。 また、図書館、博物館、公民館、児童館等管理については、業務の性格、業務改 革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることと しているほか、窓口業務については、民間委託が進んでいない状況であることか ら、平成30年度においては、トップランナー方式を導入せず、引き続き検討するこ ととしている。
13	(法)	大阪市 (大阪府)	トップランナー方式導 入による基準財政需要 額への算入状況及び算 出方法等の明示	トップランナー方式について、補 正係数による関係費目と費目ごとの 影響額及びその算出方法を明示し、 影響額総額が個別団体ごとに算出可 能となるようにすること。 影響額の還元先を明示すること。	採用する。  トップランナー方式の対象業務に係る経費水準の見直しについては、総務省ホー ムページにおいて公表しているところであり、引き続き適切な公表に努めてまいり たい。 また、トップランナー方式による基準財政需要額の減額分については、これま で、公共施設等の維持補修・点検等の増や、児童・生徒への就学援助の増など地域 課題に対応するための地方単独事業の増に充当しており、引き続き活用方法を示す こととする。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 小・中学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	大牟田市 (福岡県)	準要保護児童生徒に係る経費の算定額の拡充	準要保護児童生徒に対する就学援助費について、算定額と決算額に乖離が生じているため、単位費用及び密度補正に係る算定額を拡充すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  準要保護児童生徒関係経費については、認定基準が市町村によって区々であるため、従来の国庫補助金の要件に準じたものを標準として単位費用を積算し、またそのうち一般財源化分については、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。準要保護児童生徒関係経費の引上げについては、文部科学省からの地財要望等を踏まえて、引き続き検討していく。
15	(法)	佐渡市 (新潟県) 御嵩町 (岐阜県)	特別支援教育支援員に係る経費の算定額の拡充	特別支援教育支援員に係る経費の単位費用措置を拡充、又は、人員数に応じた密度補正を新設すること。	一部採用する。  特別支援教育支援員に係る経費については、実際の配置人員が増加している実態を踏まえ、措置を拡充することとしている。 普通交付税の基準財政需要額は標準的な経費を算定するものであり、また、算定の簡素化の観点からも、新たな補正を設けることについては、慎重に対応する必要がある。
16	(法)	北海道	部活動指導員の任用に係る経費の基準財政需要額への算入	学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、中学校における部活動指導員の配置が推進されることとなったことに伴い、部活動指導員の任用に係る経費を基準財政需要額に算入すること。	採用する。  部活動指導員の任用に係る経費については、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（H29.8.29中教審）を踏まえて国費が措置されることに伴い、平成30年度から、地方負担分についても単位費用措置することとしている。
17	(法)	福知山市 (京都府)	ALT等外部人材の活用に係る経費の基準財政需要額への算入	小学校における外国語教育の促進、中学校における外国語教育の高度化などに対応するため、外部人材の活用等に要する経費を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  外国語教育における外部人材の活用等に要する経費については、文部科学省と連携し、各市町村における配置状況や経費の負担状況等の実態を踏まえ、措置の必要性を引き続き検討していく。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法)	京都市 (京都府)	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。  地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法)	小樽市 (北海道) 大牟田市 (福岡県)	療養給付費に係る密度 補正の新設	後期高齢者医療給付費負担金に係る所要額が適切に捕捉されるよう、給付実績額を反映した密度補正を新設すること。	一部採用する。 後期高齢者医療給付費負担金に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入している。 しかしながら、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
20	(法)	京都市 (京都府)	高齢者人口の増加に伴う財政需要の適切な算入	現行の高齢者保健福祉費の算定方法では、国勢調査が更新されるまでの間、高齢者人口の増加が適切に反映されにくいとため、「住民基本台帳における高齢者人口の増加状況」に応じて補正措置を講じる等、高齢者人口の増加に伴う財政需要を適切に反映すること。	採用する。 測定単位である国勢調査に基づく高齢者人口については、人口急増補正により毎年度高齢者人口の増加を捕捉し、高齢者人口の増加に伴う財政需要を適切に算入している。
21	(法)	大阪市 (大阪府)	老人医療費に係る密度 補正の新設	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の地域間における単価差を反映するため、10万人当たり病床数に応じた密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を算定するものであり、制度に基づかない、様々な地域の特殊要因により発生している地域間における医療費単価差を反映することは適切ではない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 清掃費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法)	中土佐町 (高知県)	清掃費の適切な算入	清掃費について、財政需要が適切に算入されるよう、単位費用及び補正係数を引き上げること。	一部採用する。 清掃費については、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度に密度補正を新設し、3年で段階的に需要額の割増しを行っている。 なお、単位費用については、ごみ収集量の全国的な減少の傾向を踏まえて、平成30年度は引き下げることとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(法)	青森県 つがる市 深浦町 (青森県)	情報管理経費の算定額 の拡充	情報管理経費の算定額を拡充する こと。	一部採用する。  自治体情報システム構造改革推進に要する経費については、平成28年度地方財政計画において重点課題対応分として単位費用により措置したところであり、平成29年度には市町村における自治体情報システム構造改革推進に係る措置額を増額している。平成30年度についても、平成29年度と同額を計上することとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	船橋市 柏市 (千葉県)	臨時財政対策債の縮減 と地方交付税の総額確保	地方財源不足の解消については地方交付税交付税率の引上げによって対応することとし、臨時財政対策債の発行を縮減すること。	一部採用する。  平成30年度においては、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
25	(法)	野田市 佐倉市 (千葉県) 国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨時 財政対策債元利償還 金の全額保障	地方財源不足の解消については地方交付税交付税率の引上げによって対応することとし、臨時財政対策債の発行を縮減すること。 また、不交付団体については、実質的には過年度発行分の元利償還金相当額の措置がされないということになるため、元利償還金相当額の全額が保障される措置を設けること。	一部採用する。  平成30年度においては、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 収入総括 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	京都市 (京都府) 大和高田市 (奈良県)	地方消費税交付金等における精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、いずれも年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。
27	(法)	香芝市 (奈良県)	配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金における精算制度及び減収補填債制度の導入	配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、いずれも年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(法)	船橋市 (千葉県)	ふるさと納税ワンストップ特例制度による減収となる所得税相当分の補填措置の導入	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の100%補填措置を導入すること。	以下の理由により採用しない。  ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。
29	(法)	二宮町 (神奈川県)	ふるさと納税の基準財政収入額への算入	ふるさと納税として受領した寄附金を基準財政収入額に算入すること。	以下の理由により採用しない。  基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。したがって、ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。 なお、有識者等による「ふるさと納税研究会」の報告書において、「「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。」とされている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地方消費税交付金 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(法)	札幌市 帯広市 (北海道) 千葉市 (千葉県) 金沢市 小松市 (石川県) 大牟田市 (福岡県)	地方消費税交付金における精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税交付金について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 法人関係税 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法)	大阪市 (大阪府)	地方法人税創設に伴う 法人税割減収額の基準 財政収入額への適切な 算入	不交付・交付団体間の財政力格差の偏在是正を徹底し、交付団体間で財政調整が行われることなく、地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額については、その100%を基準財政収入額へ適切に算入すること。	以下の理由により採用しない。  地方法人課税は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人割の一部を国税化し、地方交付税原資化したものであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。